

「労働保険の年度更新」手続きが始まります！

令和6年度の労働保険の年度更新手続き期間は、
6月3日(月)～7月10日(水)です。

申告書は5月末頃に到着する予定です。



①出張受付を実施します！

静岡労働局、労働基準監督署のほか出張受付でも申告できます。
出張受付の日程、会場は静岡労働局ホームページでご確認ください。

②コールセンターを開設します！

労働保険の年度更新に関するご照会は、年度更新コールセンター
にお問い合わせください。

0120-405-082 (フリーダイヤル)

5/30(木)～7/19(金) 9:00～17:00 (土日祝除く)

③電子申請が便利です！

インターネットを経由してカンタン・便利に手続きが
できます。

安心して働きたい！

令和6年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による精付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
TEL: 03-5481-1111 FAX: 03-5481-1112 URL: www.mhlw.go.jp

<静岡労働局ホームページ>

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/soumu/tyousyuu03_00006.html

労働者派遣事業者の皆さまへ

「労働者派遣事業報告書」は7月1日(月)までにご提出ください！

派遣許可を受けた事業主の皆さまは、労働者派遣法第23条に基づき、管轄の労働局を経由して、事業報告書を厚生労働大臣に報告しなければなりません(派遣実績がない場合でも提出は必要)。

また、同法第30条の4第1項の労使協定を締結している場合、事業報告書に当該協定の写しを添付しなければなりません(当該協定において就業規則や賃金規定等を引用している場合は該当箇所も併せて添付)。

■令和6年度報告期限：令和6年7月1日(月)

■様式・記載例：静岡労働局HPホーム>各種法令・制度・手続き>法令・様式集>(11)労働者派遣事業・職業紹介事業関係様式>主要な様式については「こちら」

労働者派遣事業の報告様式(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html



派遣業務要領・様式集
二次元コード

☎ お問い合わせ先

静岡労働局 職業安定部 需給調整事業課 電話番号：054-271-9980

派遣元事業主の皆さまへ

「労働者派遣事業報告書」の様式が
令和6年6月報告分から変わります。

労働者派遣事業の「直近の事業年度の実績及び6月1日現在の状況」については、「労働者派遣事業報告書」(様式第11号)により、毎年6月中旬に報告することが法令で義務付けられています。このたび、報告様式を改正しましたので、令和6年6月報告分からは改正後の様式での報告をお願いします。

改正後の様式は厚生労働省ホームページに掲載しています。
入力支援ツール付きの様式も掲載しますので、ぜひご利用ください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html

主な改正点

改正箇所	改正内容
第1～2面	労働者派遣事業の売上高及び請負事業の売上高欄を「労働者派遣事業の売上高」及び「請負事業の売上高」欄を第1面の12、13から第2面のI(2)、(3)へ変更
第10面	記載要領Iの6及び7 事業所ごとの労働者派遣事業の売上高を記載すること及び事業所ごとの請負事業の売上高を記載することを明記

令和6年6月に報告いただく「6月1日現在の状況報告」では、令和6年6月3日(月)現在の状況を記載いただきます。

令和6年6月1日が土曜日当たったため、令和6年6月中旬に報告いただく「Ⅱ 6月1日現在の状況報告」では、令和6年6月3日(月)現在において派遣していた派遣労働者の実人数等を記載することになります。

様式第11号(第14面)
記載要領
Ⅱ 6月1日現在の状況報告
第7面から第9面まで
1 1欄の3欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日当たった場合は6月2日現在とし、土曜日当たった場合は6月3日現在とする。以下同じ。)において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。

厚生労働省 都道府県労働局
LL051224R01

同一労働同一賃金の取り組みをハローワーク求人票でアピールしませんか？

まずは、自社の同一労働同一賃金の取り組み状況について確認しましょう！

取り組み例

①基本給

- 例) パート・有期雇用社員にも、正社員と同じ基準（計算式・金額）で基本給を支払っている。
- 例) 職務分析・職務評価を実施し、職務内容等に応じて均衡のとれた賃金制度を導入している。

②賞与

- 例) パート・有期雇用社員にも、正社員と同じく貢献度を加味して年2回賞与を支給している。

③通勤手当

- 例) パート・有期雇用社員にも、正社員と同じく上限なく実費で通勤手当を支給している。

④待遇についての説明状況

- 例) パート・有期雇用社員から、正社員との待遇差の内容及びその理由について問われた場合、説明している。
- 例) パート・有期雇用社員の雇入れ時に、正社員との待遇差の内容及びその理由について説明している。

同一労働同一賃金の取り組みについて、求人票の「求人に関する特記事項」に記載しましょう！

記載例① 求人に関する特記事項

基本給や賞与の算定方法は、正社員と同様の基準に基づいています。正社員との待遇の違いの内容及理由について申出があれば、いつでもご説明できるよう準備しています。(同一労働同一賃金取組企業)

記載例② 求人に関する特記事項

各種手当や休暇は、パート・有期雇用社員に対しても、正社員と同じ基準で支給・付与することとしています。(同一労働同一賃金取組企業)

記載例③ 求人に関する特記事項

正社員とパート・有期雇用社員との基本給や賞与等の違いの内容及びその理由について、雇入れ時に書面で説明しています。(同一労働同一賃金取組企業)

両立支援等助成金の制度変更内容をご紹介します！

令和6年4月から両立支援等助成金に「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を新設し、育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度の利用支援を行います。

柔軟な働き方選択制度等支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。

	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1事業主
1年度5人
まで

おもな要件

- 柔軟な働き方選択制度等（下記）を2つ以上導入
- 柔軟な働き方選択制度等の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだプランを作成
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用

制度名称	フレックスタイム制/ 時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/ 法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/ 始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	合計20日以上制度利用			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

そのほか、既存コースの支給対象労働者数を拡充したり、プラチナくるみん認定時事業主への加算措置を新設するなどの変更を行っています。

より詳細な制度の内容や申請方法等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

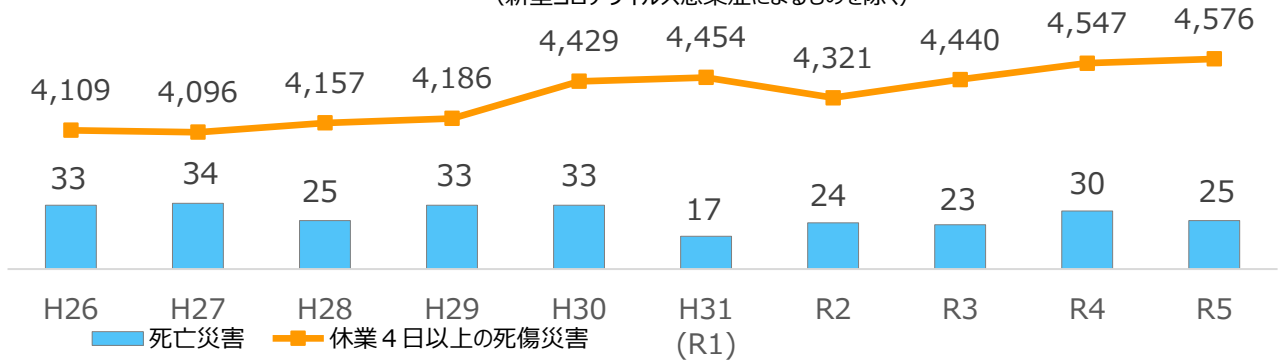


静岡県内の労働災害発生状況について（令和5年確定値）

直近10年間の労働災害発生状況

（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

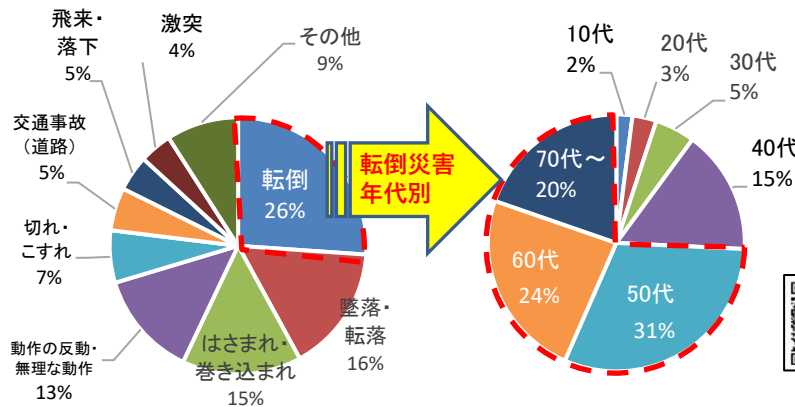
（単位：人）



令和5年における静岡県内の労災死亡者数は25人で、前年に比べ5人減少しましたが、死亡者と休業4日以上の負傷者数を足した死傷者数は4,576人となり、前年に比べ29人増加しました。死傷者数を業種別でみると「製造業」「商業」が多く、事故の型は「転倒」が5年連続で1,000件超と最も多く、全体の26%以上となっています。

静岡県内の労働災害発生状況（令和6年3月末現在）

（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



ぬ

れた場所

床の水たまりや水、油、粉類など危険な状態をみつけ、対策を講じていますか？

か

いだん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じていますか？

かた

づけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業者への意識づけ、教育などを行っていますか？

毎日の

運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

ぬかづけ運動 検索

令和6年3月末現在の死傷病災害（コロナ除く）は759件、うち198件が転倒災害で、全体の約26%です。

転倒災害の被災者を年代別に見ていくと、高年齢労働者が147人で全体の約75%です。高年齢労働者の転倒災害を防止するため対策を講じましょう。



静岡県介護施設SAFE協議会による職場巡視を行いました

3月15日、下記の協議会構成員の担当者が浜松市にある（福）聖隷福祉事業団和合せいの里に集まり、協議会要綱に基づき当該施設の巡視を行いました。巡視では、当該施設で導入している①ICT化事例②介護ロボット③浴場介護機器について確認しました。

巡視の結果、これらの機器等を導入すると、焦りなどから生じる転倒等労働災害の抑止に繋がったり、洗体等の際に無理な動作・動作の反動による腰痛災害の防止をすることができるものと感じました。



▲巡視の様子（介護ロボット体験）



▲巡視の様子（浴場）

巡視の詳細についてはこちら（静岡県SAFE協議会HP）▶

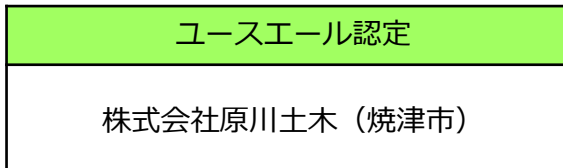


【協議会構成員（敬称略）】（福）聖隷福祉事業団／（福）天竜厚生会／（福）静和会／（福）春風会／静岡県介護保険課、健康増進課／静岡市 介護保険課／浜松市 介護保険課／静岡労働局 職業安定課、健康安全課

ユースエール認定証表彰伝達式を行いました

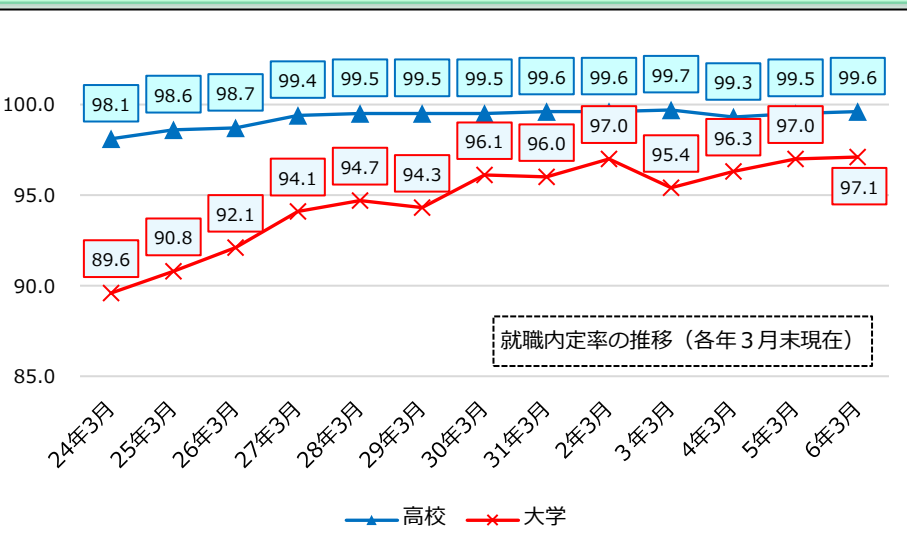
静岡労働局は、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定するための「ユースエール認定企業」として、「株式会社原川土木」様（焼津市）を3月21日に認定し、4月4日にハローワーク焼津において認定証を授与しました。

同企業は正社員の年平均有給休暇取得日数や若者の採用に積極的など、複数の項目を満たしました。静岡県内の認定企業は25社です。



(右) 株式会社原川土木 代表取締役社長 原川博邦様
(左) ハローワーク焼津飯妻所長

静岡県内の高校・大学卒業者の就職内定状況（令和6年3月末現在）



● 県内高校生の就職内定率は**99.6%**で前年同期と比べ**0.1ポイント上回った**
▷ 例年並みの高水準

● 県内大学生の就職内定率は**97.1%**で前年同期と比べ**0.1ポイント上回った**
▷ 過去2番目

＊未就職卒業者の支援について＊

- 新卒者等の専門窓口「新卒応援ハローワーク」や「新卒応援コーナー」を県内3か所に設置。
- ハローワークに在籍する就職支援ナビと学校が連携し、学生・生徒の状況に応じた個別支援を随時実施中♪

静岡県内の有効求人倍率（令和6年3月）

＜雇用情勢の概況＞

令和6年3月の有効求人倍率（季節調整値）は1.18倍(全国35位)となり、前月を0.02ポイント下回りました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」と判断しています。

